

文化

時代の目撃者

宇井 眞紀子氏編

人が場所や服装を決め、次の人を紹介する。私の共同作業です」

宇井は写真展の会場で「アイヌはまだいるのですか？」と来場者から聞かれ

住の小川隆吉(81)。「どこで撮りますか」と聞くと、小川は「ここに決まっています」と北海道大構内のアイヌ納骨堂を指した

浦河町のアイヌの墓地から遺骨を持ち出したとして、返還と謝料を求める訴えを札幌地裁に起こした

月後の7月、浦河町で行われた返還遺骨1体の再埋葬の儀式を取材。祭司を務めた「コタンの会」副代表葛野次雄(63)は「どうやって安らかに眠ってもらえるか、ものすごく悩んだと話した」

宇井は「遺骨を置いて遺骨を持ち去るなんて、あつてはならないこと。もちろん伝統にはない儀式なので

「手の込んだ装飾や、やわ腰をひねった立ち姿など、吉祥天の中でも飛び抜けて美しい」とたたえた。回展は、鎌倉期の高僧・観尊が発展させた西大寺し

6日の日程、あぐのハカニ美術館(大阪)でも展示される。吉祥天立像は、7月23日から8月

今と権し

016「ドキエム」上巻ゆん写真展」が10日から目黒区中野町の

異論認めぬ政府
回報告者は今月初めに来日し、共謀罪法案に関して一般論と断りつつも、犯罪行為ではなくその前段階を取り締まる行為は、プライバシーの侵害が起きやすいこと、それが表現の自由にとって大きな脅威になることを警告した。さらに言えば、現時点の最大の懸念は、政府が憲法21条の改正

国連人権理事会のアライバシの権利に関する特別報告者シヨブ・ケナタン氏から19日、安倍首相死の公開書簡が公表され、共謀罪法案に対して懸念が示された。また同日30日には、言論および表現の自由の保護に関する特別報告者トビット・ケイ氏がまとめた国連人権理事会宛ての対日調査報告書案を、国連人権高等弁務官事務所が公表した。

メディア時評

山田 健太

(6月)

を企図していること露み込んだ。そして6月5日には国際ペン・シエニア・ケレント会長が、共謀罪が表現の自由とプライバシーの権利に対する脅威となると訴えた。

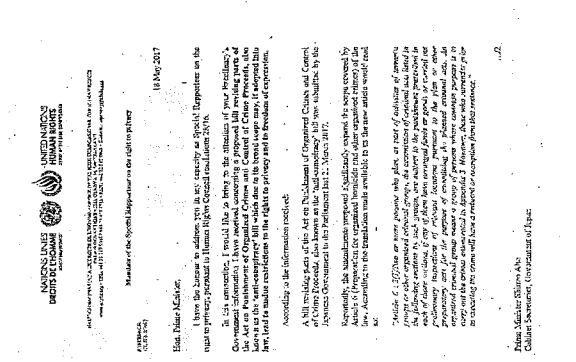
このように、国際社会が日本の状況を心配し、さまざまなメッセージを発しているのに対して、日本政府の反応は始めから対話を拒否するものであった。たとえば表現の自由報告書案に対してはその反論書の中で、「指摘されている事実の多くは、伝聞や推測に基づくもの」とし、プライバシー報告書書簡に対しては、官庁長官会見で「個人の資格」のものに過ぎず「内容が明らかに不適切で外務省が強く抗議した」としている。

ここで、自分の考えを合都合の良しことだけを積み食いし(たどほ同

し特別報告でも、拉致問題を取り扱う国連北朝鮮人権状況特別報告に関しては賛同、一方で異論は一切認めないという姿勢が見て取れる。あらためて、政府がこうした世界の声を真摯に受け止め、理性をもって誠実に対応することを強く求めたい。何よりも結論ありきで、議論を認めない姿勢を考え方をめづつある

言論弾圧とは何か

公権力による表現規制
試される市民の判断力



国連のアライバシの権利特別報告者・ケナタン氏が安倍首相に宛てた公開書簡。国連人権高等弁務官事務所のリターヘッドで、「特別報告者としての任務」との頭書きがある

「二重基準」の誤用
しかもこうした政府の姿勢が、表現の自由の基本的な考え方をめづつある

ことを信ずる。それが一橋大学での巨田尚樹講演会中止問題に関するアンケートや市民の反応である。たとえば産経新聞は6月7日付コラムで、回講演会が外部圧力で中止に追い込まれたのは言論弾圧事例と、むしろこうした保守系文化人の被害を懸念し、ベラル派文化人の言論活動が妨害される大懸念するのは「奇妙な二重基準」だとする。無料電子版やYouTube配信

信を含めると、少なからぬ影響を有する日本の全国紙が、立法による表現規制の可能性は懸念する一方で、大学の学園祭での講演会中止を表現の自由の危機と認識していることに関し、あらためて言論弾圧とは何かを確認しておきたい。

表現規制を類型化する場合に重要なのはその「主体」である。立法・司法・

行政が市民の表現行為を制約する場合に、憲法で保障された表現の自由とのコンフリクトが問題となる。さらにそれが、内容に基づく事前の規制である時、「横圧」で中止に追い込まれたのは言論弾圧事例と、むしろこうした保守系文化人の被害を懸念し、ベラル派文化人の言論活動が妨害される大懸念するのは「奇妙な二重基準」だとする。無料電子版やYouTube配信

次は類型として社会的勢力が考えられる。その中には、限りなく為政者同等の政権党(政党)から、宗教団体、経済団体や大企業、労働組合や市民団体の、さまざまなレベル・形態のものが存在する。為政者の威を借りたり、暴力などの威迫を伴ったりする行為は、時に言論弾圧として社会的に糾弾の対象とされ

優美な秘仏
限定で公開

三井記念美術館
東京・日本橋の三井記念美術館で開催の「奈良西大寺展」で、秘仏「吉祥天立像」が、11日までの期間限定で一般公開されている。

吉祥天立像は、浄瑠璃寺(京都)の本堂に安置されており、回寺では年3回のみ限定公開される秘仏。鮮やかな彩色が残る優美な姿が特徴で、アメンが多いことでも知られる。三井記念美術館の清水真澄館長は

「最後の類型が自主規制である。これが行き過ぎると言論狩りと呼ばれるような過激な自主規制となるし、いま話題の村整や養繭も、一般には悪しき側面といえるだろう。そしてあえて言うならば、その程度に公権力の影があるからこそ、第1のカテゴリーに属する話として問題となっているのである。しかしそれと裏腹にはあるものの、表現の自由は法律上、最大の保障を与えられているがために、その自由にはおのずと「内在的制約」が求められており、一定の自律的な抑制力が働かなければ、逆に真の自由は守れない。

議論で言える

そして、最後の類型が自主規制である。これが行き過ぎると言論狩りと呼ばれるような過激な自主規制となるし、いま話題の村整や養繭も、一般には悪しき側面といえるだろう。そしてあえて言うならば、その程度に公権力の影があるからこそ、第1のカテゴリーに属する話として問題となっているのである。しかしそれと裏腹にはあるものの、表現の自由は法律上、最大の保障を与えられているがために、その自由にはおのずと「内在的制約」が求められており、一定の自律的な抑制力が働かなければ、逆に真の自由は守れない。

るし、場合によっては裁判所に違法行為として認定される場合も少なくはない。しかし法的には一般に、広く自由な言動が認められており、むしろこの行き過ぎを戒める役割は市民社会そのものだ。まさにいま、一部グループによるネット上での対決など、その市民力が試されているとも言える。

それからすると、公権力・社会的勢力・自主規制の表現規制を行う主体別に分けた場合、「巨田尚樹講演会中止問題」は3つ目の自主規制の問題として議論の対象にはべきだ。それが過度なものであつたのか、適切なものであつたのかといふ点で、これが仮に過度のものであつたとしても、言論弾圧とは呼ばない。大学という場であることこそ、

議論で言える

そして、最後の類型が自主規制である。これが行き過ぎると言論狩りと呼ばれるような過激な自主規制となるし、いま話題の村整や養繭も、一般には悪しき側面といえるだろう。そしてあえて言うならば、その程度に公権力の影があるからこそ、第1のカテゴリーに属する話として問題となっているのである。しかしそれと裏腹にはあるものの、表現の自由は法律上、最大の保障を与えられているがために、その自由にはおのずと「内在的制約」が求められており、一定の自律的な抑制力が働かなければ、逆に真の自由は守れない。

議論で言える

それからすると、公権力・社会的勢力・自主規制の表現規制を行う主体別に分けた場合、「巨田尚樹講演会中止問題」は3つ目の自主規制の問題として議論の対象にはべきだ。それが過度なものであつたのか、適切なものであつたのかといふ点で、これが仮に過度のものであつたとしても、言論弾圧とは呼ばない。大学という場であることこそ、

本欄の過去記事は、本紙ウェブサイトで読むことができます。

琉球
影
幼い頃から小さな聲で果してなく透切な休む暇もなく浴つて親切という名の便利という名の娯楽という名の欲望と自我の混沌と意識の無意識無意識の意識の変わり果てた羊群見え隠れする影を吐き出すに消えては爆弾の襲撃も自然の血に染まった小さな親の言葉も島の沈黙に手を届きそ、屈かたに風に飛ばさ、多くの足はその土を踏み踏む地面に染み染み染み足元で悶えた足音が耳を東西の天地を立っている狭間で響く一重一重するの足腰が砕けつぎ終え落ちた頭が地面に破片を一緒に集めたから私は赤土を島の眼を奪いますた